

奈良県防犯モデルマンション登録事業細則

(平成19年6月14日 公布第14号)

(平成19年8月29日 公布第16号)

(平成22年7月21日 公布第27号)

(平成23年12月20日 公布第31号)

(平成24年10月1日 公布第33号)

(平成26年4月1日 公布第35号)

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良県防犯モデルマンション登録事業規程（以下「登録規程」という。）に定める防犯モデルマンションの登録審査に必要な細部事項を定めるものとする。

(審査手数料)

第2条 登録規程第10条第5項に規定する審査手数料は、別表1のとおりとする。

2 納付された審査手数料は、申請の取下げがあっても、返還しないものとする。

(審査基準)

第3条 登録規程第11条第2項第1号に定める奈良県防犯モデルマンション審査基準は、別表2のとおりとする。

(登録料)

第4条 登録規程第12条第2項に規定する登録料は、登録証1枚につき16,000円とする。

附 則

この細則は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年8月29日から施行する。(別表2一部改正)

附 則

この細則は、平成22年7月21日から施行する。(別表2一部改正)

附 則

この細則は、平成23年12月20日から施行する。(別表2一部改正)

附 則

この細則は、平成24年10月1日から施行する。(別表1一部改正)

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。(条文及び別表1一部改正)

別表1 (審査手数料)

	新規申請の場合	更新申請の場合
基準額	住宅延床面積（法定床面積）が、 2,000㎡未満の物件 100,000円	住宅延床面積（法定床面積）が、 2,000㎡未満の物件 70,000円
加算額	基準額に1,000㎡増すごとに5,300円を加えた額	

注：消費税込みの額である。